

商標法の一部を改正する法律要綱

第一 地域団体商標の登録要件

一 地域団体商標の商標登録を受けることができる者は、事業協同組合その他の特別の法律により設立された法人格を有する組合又はこれに相当する外国の法人とすること。

二 地域団体商標の商標登録出願に係る商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているものであるときは、地域団体商標の商標登録を受けることができるものとする。

三 地域団体商標の商標登録を受けられる商標は、自己又はその構成員が商標登録出願前から当該出願に係る商標の使用をしている商品の産地若しくは役務の提供の場所その他これらに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域の名称等からなるものとする。

第二 地域団体商標に係る商標権の移転、専用使用权の設定

地域団体商標に係る商標権について、譲渡及び専用使用权の設定をすることができないものとする。

第三 先使用による商標の使用をする権利

他人の地域団体商標に係る商標登録出願前から日本国内において不正競争の目的でなくその商標登録出願に係る商標の使用をしていた者は、継続してその商標の使用をする権利を有することとする。

第四 地域団体商標に係る商標登録異議の申立て、商標登録の無効の審判

一 地域団体商標の登録要件に違反してされた商標登録について、登録異議の申立てをすることができるものとする。

二 地域団体商標の登録要件に違反してされた商標登録について、その商標登録を無効にすることについて審判を請求することができるに加え、商標登録がされた後において、その登録商標が登録要件に該当するものでなくなっているとき、その商標登録を無効にすることについて審判を請求することができるものとする。

第五 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 施行期日

この法律は、平成十八年四月一日から施行するものとする。